

“求職者に対するハラスメント” 防止ガイドライン

2026年9月 株式会社関西テレビライフ

当社は、求職者等に対するハラスメントの禁止について就業規則第24条16に定め、社員が規則に抵触する行為に及んだ場合は厳正に対処することを『ハラスメント防止宣言』で約束しています。

採用を希望するすべての人が安心して求職活動に臨むことができる公明正大な採用を行うため、以下のルールを定めます。

求職者とは

- 当社の求人に応募する者
- 当社グループ会社、関連施設内での求人に応募する者

社員が遵守しなければならないこと

- 求職者等に対して次のような言動をとらない
 - ⊗ 性的な事実関係（交際相手の有無など）についての質問
 - ⊗ プライベートな食事、交際、性的関係を迫る行為
 - ⊗ 出自、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどに関する差別的発言
- 求職者等と面接等する場合、面会場所は原則会社内とし日中に行う
- 原則として求職者等と1対1での会食は行わない
 - ⊗ 飲酒を伴う会食は人数に関わらず禁止
- 求職者等との連絡は、会社が管理する端末・メールアドレスを使用する
 - ⊗ 個人のSNSや連絡先の交換は禁止
- 合理的な理由なく特定の求職者等に対して有利または不利になるような発言や取り扱いをしない
 - ※ これらの行為はオンラインやSNS等を介したものを含みます
 - ※ セクハラは相手の性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず該当することがあります

相談窓口

求職者等が、当社社員からハラスメント行為を受けたと思われるとき、または行為を見聞きしたときに相談を受け付ける専用窓口を設置します。

- 社内相談窓口 関西テレビライフ本社総務部
でんわ：06-6314-2331（平日10:00～18:00）
メール：soudan@ktvl.jp
- カンテレほっとライン社外通報窓口 NEC VALWAY株式会社
でんわ：0120-000-331（平日8:30～19:00、土曜8:30～17:00）
メール：hotline@dm-necvw.jp.nec.com
専用WEBフォームURL：<https://koueki-tsuhou.com/j3GJIYKT54HV/>



- ・相談者および関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます
- ・相談を受けた場合は速やかに事実関係の確認を行い、ハラスメントに該当する行為が確認された場合は就業規則に基づいて厳正に対処します
- ・相談したことを理由に、相談者に対して選考で不利益な取り扱いをすることは一切ありません